

# 旧満州農村の社会・経済構造\*

中兼和津次

## はじめに

解放前の中国農村社会がいかなる性格のものであったか、いわゆる「戒能・平野論争」をはじめとして、今日までさまざまな角度から議論されてきた<sup>1)</sup>。この問題は、単に過去の中国社会を捉えるうえで重要であるばかりでなく、革命後の今日の中国農村と農業とを理解するためにも大きな意味をもつ。

本稿は、そうした大きな問題関心に導かれつつ、中国農村のなかでもやや特殊な旧満州(かつての「満州国」と関東州とを合わせた地域をとりあえずこう呼ぶことにする)農村に焦点を当て、その社会・経済構造はどのような基本的因子からなり立っているのか、地域別いかなる村落類型があるのか、そして最終的にはこれらの村落を動かしている原理は何なのか、といった問題について一定の解答を与えようとする。これらの問題については筆者はすでに「予備的考察」を行ったが<sup>2)</sup>、

\* この論文は、昭和54年度文部省科学研究費(一般研究A[341006]『旧日本帝国』の数量経済史的分析)——代表者：梅村又次教授)の援助を得た。また、本稿Ⅱ節の統計作業に当り、一橋大学産業経営研究施設電子計算機室の鷹野・野島・入来院の各氏、および経済学部石谷由美子助手から多大なご協力を得た。ここに記して感謝の意を表す。なお、本稿における統計分析は「一橋大学FACOM 230-25システム」を利用し、因子分析はSPSSプログラムを用いて行った。

1) 「戒能・平野論争」については、旗田巍『中国村落と共同体理論』岩波書店、1973年第3章に詳しい。また、解放前の中国農村における「共同体」についての最近の研究として、筆者とは見方を異にするが、石田浩「華北における水利共同体について」『アジア経済』第18巻12号、1977年12月などを参照。

2) 拙稿「旧満州地域における村落構造——予備的考察」『アジア研究』第25巻3・4合併号、1979年1月。

本稿はそれをある程度肉づけするものであり、しかしより本格的な分析に至る1つの中間段階でもある<sup>3)</sup>。

以下、第Ⅰ節では旧満州の村落規定にかんする戦前の論争について検討し、第Ⅱ節では主として因子分析による当該農村社会・経済構造の定量的分析を行い、第Ⅲ節ではその結果を定性的な考察により拡張し、旧満州農村の性格について筆者なりの判断を加える。

## Ⅰ. 旧満州農村の性格規定論争

旧満州の農村と農業は、中国全体のなかでもやや特殊な性格をもつ。まず、厳寒の最北の地であって、農業用地としてもその地域は「限界地」であり、それに加えて清朝時代には長らく漢人「封禁」の地であったこともあって開拓と村落の形成が遅れた。「今この沃野の開拓史を顧るに、その発端とも云ふべきものは割に新しく、古くとも(1930年代末期からみて)二百八十乃至九十年前を出でない。即ち当時、清朝の治世漸く衰微の兆を示すに従ひ、禁を犯して漢人の入満冒耕する者年と共に多きを数へたわけであるが、著しく開拓が進んで近代農業の基礎を作ったのは僅々八十年を出でまいと考へられる」<sup>4)</sup>。開拓は南満地域から進められていったから、土地「開放」の遅れた北満地域農村になると、1935年基準で入植がわずか数年前という村さえあった。

次に、その自然条件と人口密度の低さに基礎づけられて、この地域の農業は、とりわけ北満地域の農業は著しく粗放的であり、大規模、畜力主体

3) 拙稿『旧満州農村社会・経済構造の分析』(近刊)。

4) 五十子巻三『満州国経済全集10(農政篇前篇)』満州国通信社出版部、1939年、58ページ。

の乾燥農業を特徴とする。これがこの地域における労働の編成様式の特徴を生み出す基底的要因であったと考えられる。

そして最後に、その地域の「植民地」的發展が挙げられる。すなわち、清朝末期には中国本土の一種の植民地として、次第に満州に侵入し拡大していく流民の後を追って、雜貨商、錢莊、糧棧等の商業高利貸資本が入りこみ、急速に旧満州の農業生産物を商品化していったといわれる。さらに、1931年の満州事変以降の日本による実質的植民地化はいうに及ばず、それ以前からも、1861年の牛莊開港以降この地域は直接に世界市場と結びつき、大豆を中心とする市場化農産物の生産に傾斜した「植民地」的農業が作り上げられていった。

こうした特殊性を付加させられた旧満州農村と、そこにおける農業の性格をめぐって、1935年頃に大上末広と中西功を中心にして激しい論争が繰り広げられたことはよく知られている。当時の満州農業は、世界恐慌の余波を受け、また地力と土地生産性の低下に悩まされ、相つぐ自然災害の結果極度の不振に陥っていたが、農業と農家経済の停滞の原因を探るために、それを支えている農村社会の性格規定はいずれはなされなければならない。そこでまず、本稿の目的からみて必要な限りこの論争を要約しておこう。

大上は、『1935年版満州経済年報』において<sup>5)</sup>、旧満州農村は「この国〔満州国を指す〕の半植民地的・封建的社会経済構成に規定されて……広汎な隷農的零細農耕＝高率現物地代を地盤としてその上に生存している」社会であり、そこには「鞏固な且つ広汎な封建的土地所有關係」がみられること、しかし、封建的満州農業も世界商品の生産者たることによって世界的な恐慌に加わっていると

5) 大上末広「満州農業恐慌の現段階」(満鉄経済調査会編『1935年版満州経済年報』改造社、1935年、第2部第3章)。なお大上は、この段階においてそれまでの『清朝時代に於ける満州の農業關係』1933年などにおける旧満州農村規定を、大幅に修正してしまうのであるが、それについての考察は鍛冶邦雄「大上末広の満州経済論」『関西大学商学論集』第22巻5号、1977年12月に詳しい。

述べる。そしてこの封建的土地所有とそのうえに営まれる小商品生産の矛盾から、「満州農業の再生産過程の腐朽＝麻痺の停滞」が惹き起こされると主張する。

この点からも明らかのように、大上にとって旧満州農村は一種の封建的社会であり、そこでは「農民が、経済的には勿論のこと法律的にさへ半ば土地に緊縛されて」おり、そこで産み出される農産物は「なんら、本来の意味の商品ではない……飯米飢饉を目前にして、青田売・黒田売に特徴づけられた強制的商品」なのであった。

それに対して中西は、旧満州農村の封建的性格は決して否定するわけではないが、「半植民地」であることからくる被拘束性と、資本主義的なものの萌芽とをむしろ強調し<sup>6)</sup>、鈴木小兵衛は、したがってその農産物も商品であると捉えた<sup>7)</sup>。中西は、大上が満州農業を固定的に、しかも小作料(地代)にかんする「封建的關係」に目を奪われ、植民地的、資本主義的契機的重要性を見落していると批判し、「事態を矛盾の發展の中で」みなければならぬと主張した。一方鈴木も、大上が旧満州農業における「労働者〔雇農〕」範疇を否定し、雇農を半封建的隷農とみていること(事実、大上は上掲論文のなかで「年工(年契約の雇農)」を「債務農奴態の半家父長制的隷農の原型により近い」と表現した)を批判し、雇農はしばしば負債奴隷的色彩をもつが、それは「人格的所有」に至るほど隷農化しているわけではないと述べ、穀物価格如何によっては借地農へ転化する可能性さえあることを指摘した。

このように、旧満州農村を「封建制」に力点を

6) 中西功「満州経済研究の深化——1935年版『満州経済年報』を評す——」『満鉄調査月報』第15巻11号、1935年11月、同「支那社会の基礎的範疇と『統一』化との交渉」同第17巻8号、1937年8月(大村達夫名)。なお、中西功の満州経済論を整理したものと、西村成雄「日本帝国主義下の中国東北地域社会論にかんする覚書——『満州経済論争』にあらわれた中西功の見解を中心に——」『歴史評論』No. 282、1973年11月参照。

7) 鈴木小兵衛「満州農業に於ける賃金労働者の問題」『満州評論』第9巻22、24号、1935年11月30日、12月14日。

置いて捉えるか、「半植民地性」と「資本主義」の要素を相対的に重視して捉えるか、という両者の意見の相違は、当時日本において闘わされていた「日本資本主義論争」を髣髴させる。それはともかく、大上らの立場からみたこの論争の要点は以下のようなものであった。

第1が村落の構造をめぐるもので、大上らは①地代の形態とその率、②雇農の性格、③共同体的規制・慣習の存在、④土地への緊縛、⑤農村内における前期的商業資本の支配、などを軸として彼らのいう「(半)封建的」農村像を作り上げていくのであるが、このなかでも彼らがもっとも強調したのは中西がいうように①についてであった。

旧満州農村にはさまざまな地代形態が存在したが、その中でも大上らの注目したのは「分種」あるいは「榜青」(または「鏝青」とも書く)小作といわれる特殊な分益小作の形態であった。通常小作人は自己の資本と労働により地主から借りた土地を耕し、その収穫の一定額(または率)を現物ないしは金銭で地代として支払うが、旧満州における榜青小作は、労働以外の全ての生産手段と、ときには生活手段をも地主が提供するもので、小作人側は収穫物の一定割合を現物で地主に支払うが、当然その地代率は他の形態よりも高くなる。大上はこれを労働地代の残留形態と呼び、また「比較的大規模な隷農主的農耕制の進化したもの」<sup>8)</sup>と規定して、その起源を、清朝期における土地の耕作を身分的に義務づけられた農奴または半農奴たちが、領主に貢納する地租を分担しあったことに求めている<sup>9)</sup>。

したがって高率地代に小作農は苦しみられることになり、利潤を許さない地代範疇である以上、その形態を問わずに、それは本質的に封建的地代を表わすことになる<sup>10)</sup>。

②、およびそれに関連する④についてはすでに触れたので省くとして、大上らは旧満州農村の封建的性格をいうためにどうしても③の側面をとり上げざるをえなかった。関戸千広は(大上のペンネームといわれている)次のように述べている。

「現在の満州農村の構成的本質は、自然部落と結合し癒着せる家族共同体にあり、地主的土地所有の上に立つ宗法的構成に在る。しかも、かかる宗法的共同体は、その宗族共有地の土地耕作について、宗族内の家族が宗族外のものに対して優先権を与へらるゝことを通して、また同一宗族内の富裕な家族が貧困な家族に対して、小作及び労働機会の優先的待遇を許すことを通して、最後に特異な養子制度を通して、殆んど完全なる共同的生活を営んでをり、自治を行ってゐる」<sup>11)</sup>(傍点一引用者)。

ここでいう「宗族」とはいわゆる同族のことを指し、「宗法」とは家父長制のことをいう。

最後に⑤についてであるが、旧満州農業が商品化の波に洗われているといっても、その主体は近代的な資本ではなく「前期的貨幣資本、即ち前期的商人資本及びこのもの、歴史的雙生児たる前期的高利貸資本」なのであり、これが満州農村のあらゆる面で活動し、(半)封建的な土地所有制とそれを基盤にした生産諸関係に「からみついている」と大上は主張する<sup>12)</sup>。

第2は、第1の点の延長上にあるが、旧満州農村の地域別類型化、いいかえると「北満型」と「南満型」との違いにかんする。鈴木は、北満地域農業における高い商品化率、大規模「資本主義的」経営を指して、北満農村の方が、自給性の高い、小規模経営の盛んな南満農村に比べより「資本主義的」である、逆にいえば後者の方がより封建的であると捉えたのであるが<sup>13)</sup>、しかし大上らは、先に挙げた①、および②の基準から全く逆に

8) 大上前掲論文「満州農業恐慌の……」。

9) 筑紫二郎「満州に於ける土地制度の沿革及び各沿革的土地に発生せる小作関係の発展(下)」『満州評論』第16巻19号、1939年5月13日。

10) 小泉吉雄「満州農業に於ける南満型と北満型に関する覚書」同第9巻6号、1935年8月10日、あるいは近藤康雄「満州農業経済論」日本評論社、1942年、157～158ページ参照。

11) 関戸千広「農業恐慌と満州農業社会の展望」『満州評論』第7巻1号、1934年7月7日。

12) 大上末広「再び満州農業に於ける南・北満型に就いて——中西功氏の批判に答ふ(上)」同第10巻5号、1936年2月1日。

13) 鈴木小兵衛「満州の農業機構」白揚社、1932年、220—221ページ参照。その見解にやや近いのが桑田敏郎「北満農業の特質」『満州評論』第12巻25号、1937年6月26日、である。

北満農村ほどより封建的であるとみなした。

こうした大上と中西を中心とする一連の議論は、その後「中国統一化論争」、つまり中国社会の性格規定をめぐる論争へと接続していったが<sup>14)</sup>、旧満州農村社会自体の議論は、佐藤大四郎がいうように「理論的な前進を新たな農村実態の広汎且つ緻密な資料の蒐集研究の上に求むべきだといふことになって」中断されてしまった<sup>15)</sup>。

農村実態の広汎で緻密な資料の蒐集は、1935年から開始された実業部臨時産業調査局の『康徳元年度農村実態調査』をはじめとする政府・満鉄等の一連の系統的調査によって、かなりの程度達成できたといってもよいかもしれない。少なくとも量的にみれば、中国全土のなかで旧満州地域ほど系統的な農村および農業実態調査が大規模になされた地域はなかった<sup>16)</sup>。質的にも、のちにも指摘するようにいくつかの大きな問題を含むとはいえず、これらの調査はかなりの水準を維持していたように思われる。実際、たとえば大上のいう「宗族共有地」や同族結合は、一部の村落を別にすれば旧満州には存在しないことを立証しただけでも、これらの調査のもつ意義は大きい<sup>17)</sup>。さらに、それにより「家族共同体」の実質にも新たな光が投げかけられ<sup>18)</sup>、土地所有とその慣行、小作形態とその慣行、その他農村社会と経済を織りなすさまざまな要素について、その実態が次第に明らかにされ始めた。それとともに、村落のタイプにはいろいろなバリエーションがあり、村落の地域類型を多角的に比較できる素地ができてきた。

しかし、それによって佐藤のいう「理論的な前

14) それについては山口博一「中国統一化論争と大上末広」『中国統一化論争の研究』(アジア経済研究所所内資料、1971年)参照。

15) 佐藤大四郎「満州農業研究の促進を！」『満州評論』第21巻11号、1941年9月13日。

16) これらの調査については、拙稿『文献解題 旧満州の農村および農業実態調査について』一橋大学経済研究所、1980年に詳しい。

17) たとえば鈴木小兵衛「満州農村に於ける部落結合の諸要素」『満州評論』第16巻20、23号、1939年5月20日、6月10日参照。

18) たとえば山本義三「北満一農村の家族関係」『満鉄調査月報』第21巻6号、1940年6月を参照のこと。

進」が図られたとはいえない。個別的には秀れた研究が生まれたが、具体的な調査にもとづいた論争はついに起こらなかった。あるいは、日本帝国と歩調を合わせて滅亡の道を歩み始めた「満州国」において、多くの研究者が検挙・投獄されるなかで、そうした学問的な論争は起こりえなかったのかもしれない。それはさておき、大上や中西らのいう「封建的」(あるいは「半封建的」)農村の内部構造は結局解剖されず、また地域類型の詳細な比較検討も行われることはなかった。その間、通念としては旧満州農村には依然として自然村を中心に共同体的関係が強固に維持されていた、と考えられていたのである<sup>19)</sup>。

## II. 旧満州農村の構造分析——その1

戦後、日本の帝国主義的侵略・膨張の研究対象として旧満州がとり上げられることはあっても、そこにおける農村および農業の構造的分析はほとんどなされてこなかった<sup>20)</sup>。

しかし、最近 Ramon Myers による研究が発表され、いくつかの示唆に富む結論が導かれている<sup>21)</sup>。Myers は、先述した康徳元年度、および3年度の『農村実態調査(戸別調査之部)』を用いて、農業の急速な商業化と帝国主義的、植民地主義的影響を受けていた旧満州において、階級分化の傾向もなければ(むしろ全体として階級間の上向移動がみられた)、土地所有の不平等拡大はみ

19) 満鉄弘報課編『満州農業図誌』非凡閣、1941年には、「部落[屯を指す]内の人々の生活は何から何迄強い相互扶助が営まれてゐる」と書かれている。同書143ページ。

20) 天野氏の研究はそのなかの例外ともいえる。天野元之助「解放前の中国農業とその生産関係——東北——」『アジア経済』1975年6月(同『中国農業の地域的展開』龍溪書舎、1979年にも所収)。

21) Ramon H. Myers, "Socioeconomic Change in Villages of Manchuria during the Ch'ing and Republican Periods: Some Preliminary Findings," *Modern Asian Studies*, Vol. 10(4)1976, および *do.*, "Farm Production and Marketing in a Rural Economy of Surplus Land: Northeast China during the Republican Period," Hou & Yu (eds.), *Modern Chinese Economic History*, Academia Sinica, Taipei, 1979.

られなかった、と結論づけている。

これは、通常理解、ないしは公式的教義に反するものであり、そのユニークで刺激的な分析と結論は評価できるが、そこには少なからず問題も含まれている。まず、Myers は上記実態調査の数字だけを拾い出し、定量的分析にかけるのであるが、データ上のさまざまな欠陥について考慮を払っている形跡がみられない<sup>22)</sup>。次に、彼はクロスセクション分析の結果をタイムシリーズ的に解釈しているわけであるが、その間に適当な留保がつけられていない。そして、定性的分析に欠けているために現実から乖離した理由づけがみられる<sup>23)</sup>。

本節では以下、こうした Myers の分析の欠陥に留意してさまざまな留保条件を置きつつ、因子分析を用いた旧満州農村の構造分析を行い、次節において定性的分析によりそれを補強、ないしは拡張していくことにする。

### 1. 因子分析とその限界

多数の複雑な要素の絡み合いからできているシステム(ここでは村落)の構造を明らかにするためには因子分析が1つの有力な統計的分析用具である。この節では、旧満州における村落の基本的な構造がいくつかの、またどのような種類の因子からなり立っているかを調べるために通常使われるRモード因子分析を行い、次に村落の地域類型化を行うためにQモード因子分析を試みる。その後、得られた結果について前節における議論とも関連させて旧満州農村の社会・経済構造についていくつかの含意を引き出すことにする。

分析に使用したデータは、上述した

- i. 実業部臨時産業調査局『産調資料(1)康徳元年度農村実態調査戸別調査之部』(1935年)
- ii. 同『産調資料(36)康徳三年度農村実態調査報告書戸別調査之部』(1936年)

のほか、

- ii'. 同『康徳三年度農村実態調査一般調査報告書』(1935年)
- iii. 同『康徳三年度県技士見習生農村実態調査報告書』(1937年)
- iv. 産業部農務司『康徳四年度農村実態調査報告書(県技士見習生)』(1937, 1938年)
- v. 同『康徳五年度農村実態調査報告書(農事合作社専務董事候補者)』(1938年)

からもとった。

これら5種類の報告書を合わせて利用したのは、調査が比較的系統的に行われたために、斉合性の高いデータがある程度豊富に得られることによる。しかしそのようにしてもこの因子分析にはいくつかの限界がある。まず、調査対象年次が康徳元年(1934年)から4年(1937年)までにわたりばらついていること。そのために一部の変数、たとえば農産物の収量や商品化率といった変数は年度間の変動があるだけに、異年次間のデータを比較することは理論上問題が出てくる。次に、そのようにして得られた標本数でも、村落の比較研究には豊富であるとはいえず因子分析を行うには不足気味であり<sup>24)</sup>、間島省延吉県のような朝鮮人農民主体の特殊な村を外すと最大限46ヵ村にしか過ぎないこと。しかも、系統的調査とはいえ変数によっては欠損値の多い標本も現われるので、実質的には46個の標本が利用できないこともある。ただし、この点は変数さえ欲ばらなければ今後改善しうる<sup>25)</sup>。その他、上記の諸調査が分析者である筆者

22) 康徳元年度調査はとくに問題があり、治安の悪さ、対象年次における大水害等の影響でデータの信頼度は一般に疑問視されているし、事実、追跡調査によってそのことが一部確かめられている。また康徳三年度調査の『戸別調査』には『正誤表』が出版されているが、他の年次については一般にない。

23) たとえば Myers, "Socioeconomic Change..." において、古い村には新規住民受入れにかんするインフォーマルなルールの存在することを指摘するが(p. 617)、記述編である『康徳三年度一般調査報告書』(後掲 ii) 全18巻を読んでいればこのような結論は導かれなかったであろう。

24) コムリーは、因子分析にはできれば500以上の標本を使うべきであると述べ、どうしても少数の標本を使うしか方法がない場合は、結果の解釈をとくに控え目にすべきだ、と提言している。A. L. コムリー著芝祐順訳『因子分析法入門』サイエンス社、1979年、190ページ。

25) Rモード因子分析により、多数の変数をできるだけ少数の変数で代表させることが可能になるから、村落の構造をよく表現しうる少数の変数のデータさえあれば、標本数はかなり増やすことができる。

が設計したものではないだけに、ここでの分析目的からみて必要と思われるある種の変数が欠けたり、多数得られないことも、本節における因子分析の限界の1つである。ただし、最後の点は次節において定性的分析を加味することにより、ある程度は回避できる。

こうしたさまざまな限界を抱えているだけに、本稿における因子分析の結果はあくまでも問題点の整理や新しい資料収集のための方向づけ、そして新たな仮説設定のための補助手段でしかないことを予め断っておきたい<sup>26)</sup>。

因子分析そのものは次のようなやり方で進められた。まず、全変数について4因子の抽出を行い、バリマックス法により回転させる。そのときに得られた「共通性(コミュナリティ)」、つまり全分散のうち共通因子によって説明される分散の割合の値と因子負荷の値を参考に、変数の数を何段階かにわたり減らし、また一方因子数を3~6個のあいだにとり、適宜異なった因子数のもとで同様な回転を行った。最後に回転の仕方を変えて因子負荷を求め、先に得たバリマックス法によるものと比較し、解釈のしやすい回転法を選び出した<sup>27)</sup>。

今回の分析では、1つには定性的データを定量化するために、1つには先述したようにデータの信頼度にやや問題があるために、全て、ないしは一部の変数について原データを5段階、または4段階の評価に変換した。全ての変数についてデータ変容した場合はケースⅠ、必要最小限のデータ変容にとどめた場合はケースⅡとして、それぞれについて分析を行った。とくにQモード因子分析の場合、Rモードとは異なり標本内変数間の平均と分数を求めるために、同一尺度による変容データを使用することが望ましいので、ケースⅠのみをとり上げた。

## 2. 村落の基本的構造

26) したがって仮説検定のための手段として積極的にこの因子分析を用いることはしない。また本来因子分析によって検証されることを目標とした仮説の検証は無意味だ、とする説もある。芝祐順『因子分析法第2版』東大出版会、1979年、233ページ参照。

27) この因子分析のより詳しい説明は、前掲拙稿『旧満州農村社会・経済構造…』においてなされる。

旧満州農村の社会・経済構造を何らかの意味で表わすと思われる指標のなかで、上掲i~vの資料、および付属諸資料から入手可能なものとして37個を選んだ(第1表参照)。各指標(変数)のとり方とその意味については付論において説明され

第1表 変数のリスト

V01	県城からの距離	V20	屯内所有地比率
V02	開拓年数	V21	土地所有不平等度
V03	戸数	V22	土地売買慣行
V04	大家族率	V23	平均所有大車数
V05	同族率	V24	平均所有犁丈数
V06	平均在住年数	V25	平均所有役畜頭数
V07	小作人比率	V26	主要作物収量
V08	雇農比率	V27	平均現金収入
V09	識字率	V28	副業従事者比率
V10	平均雇用日数	V29	小作様式
V11	「雇牛具」利用度	V30	屯内小作比率
V12	「換工」利用度	V31	小作人保証
V13	「插具」利用度	V32	平均小作継続年数
V14	縁故雇用雇農比率	V33	主要農産物商品化率
V15	労働力過不足度	V34	平均販売額
V16	共用地の程度	V35	平均負債額
V17	平均保有面積	V36	近親者からの借入依存度
V18	出典地比率	V37	現物貸借比率
V19	自作地比率		

(注) 各変数の具体的内容については付論参照。

第2表 共通性推定値(全変数)

変数	ケースⅠ		変数	ケースⅡ	
	ケースⅠ	ケースⅡ		ケースⅠ	ケースⅡ
V01	0.30381	0.30560	V20	0.27663	0.27343
V02	0.87333	0.80991	V21	0.61910	0.64776
V03	0.42161	0.45452	V22	0.85356	0.39468
V04	0.09202	0.61333	V23	0.62220	0.50793
V05	0.37329	0.44599	V24	0.62804	0.69474
V06	0.78472	0.83236	V25	0.80264	0.64396
V07	0.33783	0.34046	V26	0.33172	0.30145
V08	0.37218	0.30990	V27	0.62995	0.64221
V09	0.51686	0.62022	V28	0.38505	0.45885
V10	0.43549	0.48148	V29	0.12671	0.32910
V11	0.48936	0.48257	V30	0.44323	0.32462
V12	0.23912	0.23463	V31	0.50238	0.42979
V13	0.20707	0.19270	V32	0.11654	0.15635
V14	0.68610	0.29738	V33	0.30880	0.36551
V15	0.33336	0.04887	V34	0.66987	0.52641
V16	0.34372	0.25776	V35	0.28227	0.37460
V17	0.83139	0.50434	V36	0.05905	0.07036
V18	0.33120	0.25009	V37	0.22183	0.46753
V19	0.36859	0.48356			

(注) ケースⅠ：全変数のデータを変容した場合。ケースⅡ：一部の変数を変容した場合。詳しくは本文参照。共通性の推定は反復計算による。

ている。

はじめに、ケースⅠとケースⅡについてこれら37変数の共通性を求めると第2表のようになる。この表から、いずれのケースにおいてもV12、V13、V20、V32、V36といった変数の共通性が低く、0.3以下しかないと分かる。いいかえると、これらの変数は村落の構造の「独自性」(すなわち、誤差因子とその村特有の特殊因子によって説明される分散の割合)に係わるもので、旧満州各村落に共通した、その意味で基本的な構造を探る目的からは適切ではない。

そこでこれらの変数を除外し、またケース別に共通性の極端に低い変数も外し、他方、多少共通性が低くとも村落の構造を知るうえで重要と思われる変数を入れて、上述した通りさまざまな組合せについて試行錯誤的に因子分析を行った1つの結果を第3表に掲げる。この表、およびその他いくつかの代替的ケースにおける因子負荷行列(省略)から、次のような結論がとりあえず導かれる。

i. 旧満州農村の基本的構造因子としてほぼ3個の共通因子の存在を仮定できそうである。第1の因子として(ただし、ケースにより第1因子としては必ずしも登場しないことに注意)、当然予想されたところであるが、V17(平均土地保有)、V23(平均大車所有)、V25(平均役畜頭数)といった、その村落の自給的生産力に関する因子(仮に生産力因子と呼ぶ)が抽出できる。第2の因子としてV02(開拓年数)、V06(平均在住年数)、V09(識字率)といった、その村落の年令や文化的発達に関する因子(仮に発達因子と呼ぶ)が見出せる。そして第3の因子としてV08(雇農比率)、V21(土地所有不平等度)、V33(商品化率)といった商品経済の浸透に係わる因子(これを市場化因子と名づけよう)が得られる。

ii. 村落内の慣習・伝統の強さを直接表わすと思われるV05(同族率)やV31(小作人保証)といった変数は、あるケースについては共通因子らしきものを構成するが、いずれにしてもきわめて不鮮明である。

iii. いかなるケースについてもV02やV06のもつ因子負荷はきわめて高く、同時に、とくに前

者は第2表が示すようにつねに最高の共通性をもつ。他方V01(県城からの距離)は多くのケースについてその因子負荷も小さく、共通性の値も低い。

第3表 因子負荷行列

(ケース1)					
変数	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	共通性
V10	0.60020	0.37580	0.01774	0.08812	0.50954
V17	0.74729	0.37410	0.34678	0.06231	0.82254
V23	0.79073	-0.09812	0.07337	0.30384	0.73258
V24	0.56461	0.06309	0.22619	0.56380	0.69180
V25	0.78840	0.18776	0.37246	0.08141	0.80218
V28	0.59127	0.07560	-0.03960	-0.27628	0.43321
V30	0.63165	-0.03012	0.09424	-0.19011	0.44491
V08	-0.07883	0.68540	0.06975	-0.09254	0.48942
V21	0.16293	0.61033	0.40731	-0.18857	0.60051
V26	0.31976	0.55937	0.11158	0.05477	0.43059
V33	0.23056	0.62407	0.11299	0.18642	0.49014
V02	0.44386	0.34632	0.68911	-0.12992	0.80869
V05	0.19404	0.12338	0.62745	-0.28270	0.52648
V06	0.28597	0.32867	0.85085	0.03120	0.91472
V11	0.42000	0.05460	0.51201	0.07070	0.44654
V37	-0.19682	-0.10514	0.64371	0.03489	0.46538
V03	0.12873	0.27747	0.27462	0.58425	0.51033
V34	0.02409	-0.06885	-0.22318	0.69577	0.53922
V01	0.32672	-0.47256	0.29289	0.11750	0.42965
V31	0.24728	0.16635	0.19176	-0.51417	0.38996
因子寄与(固有値)	6.27987	2.19835	1.59595	1.40409	
同比(%)	54.7	19.2	13.9	12.2	100.0
(ケース2)					
変数	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	共通性
V02	0.69461	0.35604	0.40522	0.00160	0.77346
V05	0.63478	0.12872	0.16496	-0.10408	0.45756
V06	0.91070	0.22612	0.32606	0.10218	0.99725
V37A	0.76367	-0.17676	-0.32370	-0.01717	0.71951
V01A	0.12661	0.55118	-0.19940	0.22565	0.41050
V23A	-0.02262	0.61543	0.09721	0.41448	0.56051
V25A	0.44781	0.68093	0.24842	0.23390	0.78062
V28	-0.01494	0.58587	0.27815	-0.02978	0.42172
V30A	0.11920	0.70342	0.05091	-0.15342	0.53514
V27A	0.08936	0.18630	0.80566	0.09251	0.70035
V33A	0.21377	0.00693	0.67278	0.20779	0.54156
V04A	-0.11496	0.32405	0.27260	0.54316	0.48756
V24A	0.28607	0.29598	0.26568	0.74408	0.79368
V34	-0.22441	-0.11420	-0.07620	0.69826	0.55678
V03	0.35189	-0.03768	0.34588	0.48171	0.47693
因子寄与(固有値)	4.68776	2.05839	1.38007	1.08680	
同比(%)	50.9	22.3	15.0	11.8	100.0

(注) ケース2のAは、その変数のみ変容したことを示す。ケース1は上述したケースⅠ、ケース2はケースⅡのデータ変容方式で計算。いずれのケースともバリマックス法による回転を行った。

第4表 Qモード因子負荷行列(規準値)

村落	ケース1		ケース2	
1 安徽省鳳城縣	0.8597	-0.1403	0.6470	-0.3530
2 吉林省德惠縣	0.8540	-0.1460	0.5824	-0.4176
3 奉天省鉄嶺縣	0.8007	-0.1993	0.8176	-0.1824
4 奉天省遼陽縣	0.7897	-0.2103	0.7956	-0.2044
5 奉天省梨樹縣	0.7819	-0.2181	0.8535	-0.1465
6 吉林省双陽縣	0.7290	-0.2710	0.3687	-0.6313
7 浜江省蘭西縣	0.7261	-0.2739	0.3522	-0.6478
8 錦州省綏中縣	0.7253	-0.2747	0.8618	-0.1382
9 奉天省海龍縣	0.7240	-0.2760	0.7186	-0.2814
10 浜江省呼蘭縣	0.7152	-0.2848	0.4061	-0.5939
11 奉天省蓋平縣	0.6954	-0.3046	0.7511	-0.2489
12 吉林省磐石縣	0.6930	-0.3070	0.6963	-0.3037
13 黒河省瑗瑯縣	0.6778	-0.3222	0.7251	-0.2749
14 奉天省法庫縣	0.6742	-0.3258	0.8755	-0.1245
15 安徽省莊河縣	0.6740	-0.3260	0.7941	-0.2059
16 吉林省榆樹縣	0.6583	-0.3417	0.7487	-0.2513
17 龍江省洮南縣	0.6487	-0.3513	0.8601	-0.1399
18 浜江省綏化縣	0.6461	-0.3539	0.1313	-0.8687
19 錦州省朝陽縣	0.6455	-0.3545	0.8258	-0.1742
20 浜江省慶城縣	0.6312	-0.3688	0.3407	-0.6593
21 吉林省九台縣	0.6236	-0.3764	0.7556	-0.2444
22 奉天省遼中縣	0.6232	-0.3768	0.7577	-0.2423
23 熱河省豊寧縣	0.6143	-0.3857	0.7583	-0.2417
24 奉天省新民縣	0.6081	-0.3917	0.7836	-0.2164
25 吉林省懷德縣	0.6065	-0.3935	0.7865	-0.2135
26 龍江省拜泉縣	0.6035	-0.3965	0.3225	-0.6775
27 吉林省敦化縣	0.5951	-0.4049	0.7681	-0.2319
28 浜江省青岡縣	0.5944	-0.4056	0.3311	-0.6689
29 三江省樺川縣	0.5937	-0.4063	0.6763	-0.3237
30 吉林省伊通縣	0.5817	-0.4183	0.7510	-0.2490
31 錦州省盤山縣	0.5658	-0.4342	0.7292	-0.2708
32 熱河省寧城縣	0.5158	-0.4842	0.3844	-0.6156
33 奉天省西豊縣	0.5086	-0.4914	0.6027	-0.3973
34 龍江省明水縣	0.4750	-0.5250	0.3333	-0.6667
35 錦州省黒山縣	0.4446	-0.5554	0.7597	-0.2403
36 通化省通化縣	0.4291	-0.5709	0.7736	-0.2264
37 三江省富錦縣	0.4162	-0.5838	0.5593	-0.4407
38 龍江省克山縣	0.4040	-0.5960	0.1436	-0.8564
39 浜江省肇州縣	0.3670	-0.6330	0.2437	-0.7563
40 浜江省巴彥縣	0.3365	-0.6635	0.1725	-0.8275
41 龍江省富裕縣	0.2980	-0.7020	0.1966	-0.8034
42 浜江省海倫縣	0.2625	-0.7375	0.1978	-0.8022
43 龍江省訥河縣	0.2473	-0.7527	0.1437	-0.8563
44 浜江省望奎縣	0.2092	-0.7908	0.1758	-0.8242
45 龍江省龍鎮縣	0.1550	-0.8450	0.1788	-0.8212
46 浜江省安達縣	0.1393	-0.8607	0.1716	-0.8284

(注) 使用した変数は次の通り。ケース1: V02, V03, V06, V10, V17, V21, V25, V26, V32, V34, V35。ケース2: V03, V10, V14, V15, V17, V21, V25, V26, V32, V34, V35。である。回転はバリマックス法による。なお、調査対象村落(屯)名は煩雑になるので省略した。本文においても同様。

iv. V22(土地売買慣習)は、共通性が高いにもかかわらず因子負荷はかなり小さい(ただし、この変数には欠損値がかなりあり、この事実は強調できない)。またV19(自作地比率)は共通性も低い因子負荷も小さく、どのケースにも因子構成変数として登場しない。

3. 村落の地域類型

前節で指摘したように、旧満州農村は「北満型」と「南満型」とに大別され、それぞれは農業経営や土地保有形態、小作様式等の面で著しく対照的であった。この点を調べておくのがこの項における課題である。

Qモード因子分析は、多数の標本をいくつかのグループにまとめることが可能であるから標本の類型化に適しているといわれる。そこではじめに、Rモード因子分析で村落の基本構造因子を求めたのと同様に試行錯誤的に行ったQモード因子分析の結果の一部を第4表に掲げる。この表、および他のいくつかの代替的ケースにかんするQモード因子分析の結果から、以下3点の暫定的結論を導くことが許されるであろう。

i. 2個ないしは3個の意味のある因子(村落のタイプ)が抽出できるが、多くは2個である。第4表のケースでは、上にある村落ほど「南満型」、下にある村落ほど「北満型」であることを示している。しかしそれも変数のとり方によりかなり変動する。

ii. 北満型にも南満型にも属さない中間的タイプの存在。第4表のケースでは、黒山縣、盤山縣、樺川縣、敦化縣、伊通縣等の村落がそれに相当する。しかしこれは中満地域における村落とは必ずしもいえない。

iii. 従来、北満地域の村落は同質的、南満地域のそれは差異が著しいといわれてきたが、ケース1の場合、北満地域農村でも呼蘭縣、綏化縣、蘭西縣のような比較的開拓年度の古い村落は南満型村落に近づく。これは、直接にはV02, V06のような発達度因子に加わる変数が村落の類型化の基準に組み入れられているためであり、その2つの変数を外し、他の2変数(V14とV15)を入れて計算すると、綏化縣は逆に北満型に入り、呼蘭縣、



蘭西県はかなり南満型村落の特徴をもった北満の村落の一群に入る(ケース2参照)。

地域別類型化は、Qモード因子分析によらなくとも、Rモード因子分析にもとづいた「因子得点」を各村落別に求めることによっても可能である。ここでは紙幅の関係上省略するが、各村落の特徴を各共通因子ごとの値で表わすことがそれにより可能となる。たとえば第3表ケース2にもとづく因子得点を計算すると、遼陽、蓋平、新民、梨樹の各県の村落が全因子について南満型、これに対して西豊、樺川、富錦、望奎、富裕、訥河の各県の村落は全因子について北満型である、というほぼ第4表の結果に似た結果が得られる。ここで前者は全て奉天省という南満地域の村落であり、後者は西豊県を除き全て北満地域農村にある。

#### 4. 暫定的結論と含意

以上の因子分析を用いた旧満州の村落構造の分析から、以下数点の暫定的な結論と含意を導くことができそうである。

第1に、前節でも指摘したことであるが、村落の構造を土地保有などのある特定の指標(変数)でもって記述し切ることが困難である、ということである。発達度因子や市場化因子などといった、多元的な因子(構造)の配置として村落をみていかなければならない。同様に、地域の類型化にしても、ある特定の基準や指標でもって何型である、と断定することは避け、多様な中間型・混合型の存在を前提に、どの村落はどのような因子により比較的強く支配されているのか、といった相対的な視点で類型化を行う必要がありそうである。

第2に、得られた3つの基本的構造因子をみても経済的因子が優勢であり、他方、伝統的な村落内結合を表わす諸変数、たとえば換工や插具、あるいは共用地といった変数の共通性が低く、共通因子として登場しえないことは、間接的ながらも旧満州農村のいわゆる「封建的」、さらには「伝統的」コミュニティの性格を暗示していることである。すなわち、身分的な関係が支配し、強固な共同体的関係が村落社会を基本的に律するというよりも、より経済的な、ときには市場的な原理がその社会を左右していたのではあるまいか。

しかし、第1表に掲げられた変数の種類からみても、雇農や小作人の身分的な、したがって一般に封建的といわれる被支配関係については、この段階ではまだはっきりしたことがいえない。

第3に、経済的因子と並んで発達度因子、とりわけそれを構成するところの開拓年数が村落の構造や特質を決める非常に重要な要素となっていることである。Myersは、村落の年代が古くなるに従い地主・自作に上向した小作・雇農の割合が増大すること、しかし村落年代と所有・耕作地の不平等化の間には明確な関係はないことを指摘したが<sup>28)</sup>、われわれの分析では、V02(開拓の古さ)は村落内の階級構成、たとえばV07(小作人比率)、V08(雇農比率)とあまり高い相関をみせず、むしろ(-)V05(同族率)、V11(雇牛具利用度)、(-)V17(平均土地保有)、(-)V21(土地所有不平等度)と高い相関をみせていた(片側検定0.1%有意水準。一は逆相関であることを示す。以下同様)。その他V02と高い相関をもつものにV10(平均雇用日数)、(-)V25(平均所有役畜頭数)、(-)V33(商品化率)、あるいはV03(戸数)などが見出せた。

以上のことは、次のような因果関係の存在を暗示している。つまり、a: 村落の年代が古くなると、b: 大家族は分解して同族化が強まり、他方安定した村には他村・他地域から農民が親戚・知人を頼って流入するから戸数・人口を増大させ、c: それにより平均所有面積や役畜頭数が減少し、同時に均分相続による土地所有の平等化が進行し、d: 雇牛具等による耕作が必要になっていった。大上たちが指摘した開拓の浅い北満地域における土地所有の不平等や商品化率の高さも、封建的土地所有、あるいは半植民地体制といった枠組みもちだすまでもなく、こうした文脈においてかなり説得的に説明できるように思われる。

### III. 旧満州農村の構造分析——その2

村落の社会・経済構造を考えるさい、「階級」と「身分」についての考察は欠くことはできない。そこで、本節ではまず村落内諸階級間の身分的秩

28) Myers, "Socioeconomic Change..."

序について考えてみることにする。

旧満州農村は、地域によりその構成は大きく異なっているが、主として地主、自作、小作、雇農の4階級からなっていた。そして、これらの階級間には当然ある種の身分的秩序が形成されていた。そこで、この秩序の強さを測るために、相対的に低位の階級に属する小作人および雇農の、①公職担当資格、②話合いや集会における発言の可否、③上位階級との交婚可能性、④冠婚葬祭のさいにおける格式差、をとり上げ、前掲資料 ii'~iv のなかで関連するデータを全て抜き出し、第5表のように整理してみた。

第5表 小作人・雇農の身分

	小作人			雇農			村落類型尺度
	①公職	②交婚	③格式差	①公職	②発言	③交婚	
錦州省綏中県	A <sup>-</sup>	B*	あり	B	B*	A <sup>-</sup>	0.7253
" 朝陽県				B <sup>-</sup>	B <sup>-</sup>	B	0.6455
" 盤山県				B <sup>-</sup>	B <sup>-</sup>		0.5658
" 黒山県		B*					0.4446
熱河省豊寧県	B*	A <sup>-</sup>					0.6143
" 寧城県	A <sup>-</sup>	B					0.5158
奉天省鉄嶺県		A <sup>-</sup>	あり				0.8007
" 梨樹県				B <sup>-</sup>	B <sup>-</sup>	B	0.7819
" 海龍県	A <sup>-</sup>	A	あり				0.7240
" 蓋平県	B <sup>-</sup>	B*	あり				0.6954
" 法庫県	A						0.6742
" 遼中県					A		0.6232
" 新民県		A*		B <sup>-</sup>	B*	A <sup>-</sup>	0.6081
安東省鳳城県					A*		0.8597
" 莊河県	A*			B <sup>-</sup>	B <sup>-</sup>	A <sup>-</sup>	0.4291
吉林省磐石県	A	A*		B <sup>-</sup>	A	A	0.6930
" 榆樹県	A <sup>-</sup>	A <sup>-</sup>		B <sup>-</sup>	B*	B*	0.6583
" 九台県		A <sup>-</sup>		B <sup>-</sup>	B <sup>-</sup>		0.6236
" 懷徳県	B <sup>-</sup>	B		B	B <sup>-</sup>	A <sup>-</sup>	0.6065
" 敦化県		B		B <sup>-</sup>	B <sup>-</sup>		0.5951
" 伊通県	A <sup>-</sup>	A		B	A <sup>-</sup>	B	0.5817
通化省通化県	A	B*	なし	B*			0.4291
龍江省洮南県	A <sup>-</sup>			B <sup>-</sup>	B <sup>-</sup>	A <sup>-</sup>	0.6487

(注) A\*: 全く可能, A: 可能, A<sup>-</sup>: 可能であるがその例は少ない(またはその地位が低い), B\*: 可能であるがその例は稀, またはなし(あるいは効果なし), B: 例がない, B<sup>-</sup>: 不可能, をそれぞれ示す。村落類型尺度は等4表ケース1の第1因子にかんする因子負荷値。

この表からも明らかな通り、一般には小作人と雇農間の「身分」の差ははっきりしており、小作人は地主・自作階級と交婚は可能であるが、雇農の場合は困難であること、前者は村・保・甲長のような比較的高位の公職には無理であるが、10戸

からなる牌の長にはなりうるのに対して、後者は全く公職にはつきえないこと、などが理解できる。

とはいえ、この身分差は封建的なものであったろうか。小作人が高位の公職につけないのも、資産状態からくる村民の信用度、村民に代わっての弁済能力、それに識字水準の差によるものであり、単に「小作人だから」というわけではない。多くの報告書は村民が公職につくのを忌避する傾向のあることを記録しているが、小作人の側からみれば、より上位の公職に選挙されないことはむしろ好ましいことと映ったにちがいない。

交婚にしても、ほとんどの場合が当事者両家の経済力の均等(これを「門当戸対」という)こそが重要であり、裕福な小作人と比較的貧しい地主との間では交婚できることを示している。つまり、階級的な格差は経済的な格差を伴って、はじめて実質上身分的な差となって発現する。小作人が自作階級に比べて格式が劣るのも、冠婚葬祭のさいに支出する祝儀等の差が自然そこに投影されるからに他ならない。

ついでにいえば、北満地域を中心に小作人が小作料の他に「小作料附加」(主として作物の茎幹類)を納める場合が、とりわけ分益小作に多くみられ、また小作人の「義務」として地主の菜園を耕したり家屋を修繕したりすることがあり、これらのことをもって「従属者として主家の土地の耕作に従ふといふ封建的農民の遺風を多分に墨守して居る証左」<sup>29)</sup>とみる見解が多い。しかし、他の地域ではあまりこのような習慣がみられないこと自体、それが小作人としての身分的な隷属性を表わさないことを間接的に物語っているし、上記の「義務」も、実際には親しいもの間の「社会的交際」の範囲に入る場合が多くあることを無視するわけにはいかない<sup>30)</sup>。

村落内の最下層階級である雇農の「身分的隷属性」についてはどうか。このことを強調した村落

29) 『(産業部資料 40 の 1) 満州に於ける小作関係—康徳元・二・三年度農村実態調査報告書—』1938年, 22 ページ。

30) 地主と小作人とが同族・親族関係にしばしばあることにも注意。

には奉天省新民県、吉林省懷徳県、同伊通県、錦州省朝陽県などがあるが、そのいずれも「雇農であるが故に受ける強制はない」と断っている点を見落とすことはできない。大上をはじめとする戦前の多くの学者・評論家は、雇農、なかでも年工（またそのなかでも北満地域に広くみられた榜裡青という、食事・住居さえも雇主に提供してもらう榜青雇農）は、雇主との間の長期の契約期間中「隷属的地位」に置かれていると考えた。しかし、康徳元年度と5年度の間、北満地域の綏化、呼蘭、富裕、拝泉の各県村落において年工賃金が平均2.5~3倍高騰し、しかも穀物価格の上昇率より多少高いという現象はどのように説明したらよいのか。石田精一がいうように、それは純粋に労働力の需給関係の反映であり<sup>31)</sup>、そうである以上雇農の「隷属性」とは、少なくとも固定した身分的なものではないことだけは確かである。交婚や公職選挙などにおける雇農の従属的地位についても、先に小作人の場合についてみたことが原則として妥当する。基本的には、彼らの極端な貧困とそれにも関係するきわめて高い流動性がある限り、結婚することさえも容易ならざることであったし、公職に就けるはずもなかった。

自ら綏化県于坦店屯の実態調査にとり組んだ石田が、北満地域農村における雇農を「謂はば前資本主義的隷農の殻を背負った農業労働者」と捉えたことは、その意味で正しかったように思われる<sup>32)</sup>。

次に、村落の社会・経済構造を政治的に基礎づける公的組織の普及とその機能について述べよう。旧満州農村には、大同2年(1933年)12月の「暫行保甲法」によりそれまでの行政組織はいったん解体され、10戸を牌、10牌を甲、10甲を保とする保甲制が自衛団制とともに施行された。康徳3年(1936年)からは南満地域を中心に「街村制」が敷かれ、行政機能を有する村制と治安維持機能を主として受けもつ保甲制とが、保=村、甲=屯として対応づけられることになった<sup>33)</sup>。

こうした上から強行された公的組織化が、一体どの程度有効に機能し、村落内の社会的統合と経済生活の維持・向上に役立っていたのかは明らかではない。しかし、少なくともかつての「百家長制」や「保甲制」、「区村制」といった種々雑多な組織よりは、日本軍の武力を究極的には背景にしていただけに、強制力をもっていたことは否めない。これらの公的組織は、先にみたように村落内の資産保有者が中心になって運営する。その場合、資産の不平等が激しい場合、往々にして村の中の有力者による専制的支配の色彩が強まる。たとえば、奉天省西豊県は開拓が比較的浅く(光緒24年)、したがって大家族の分解もまだ十分に進んでいない村であるが、屯内の相談、決定等については村の有力者と牌長(いずれも土地保有階級)の独断により進められるという<sup>34)</sup>。

しかし、こうした村の政治的様相も、大家族制が崩れ、家産分割が進むにつれてかつての有力者の経済的基盤が失われる、という意味で必ずしも固定したものではありえなかった。村松祐次は地主支配にかんして以前次のように述べた。

「彼ら[地主]は事実郷曲に武断し、甚だ高率の小作料や、しばしば付加的サービスをささ報酬として支払う条件においてなお耕作者たるの地位を入手しようとして競争する小作人たちに、甚だ大きな直接的支配力をささもつであろう。(中略)しかしそれは身分的な制約—安定の態制下においてではない。それは一面から言えば自由な、他面から言えば放任せられた競争関係の上で、原則的には身分的平等の関係を通して、かえってそこに生じ得る大きな富と力との不平等に基づく支配関係だということを忘るべきではない」<sup>35)</sup>。

同じことは、本稿が対象とする旧満州農村についても当てはまる。

村落の構造が変化するのは、何も開拓年数とそれに結びついた発達度因子が変わるためばかりで

和田・横地「錦州省錦県に於ける農村行政組織と其の運営現態」『満鉄調査月報』第17巻3号、1937年3月などが詳しい。

34) 『康徳三年度農村実態調査一般調査報告書 奉天省西豊県』429ページ。

35) 村松祐次『(復刊)中国経済の社会態制』東洋経済新報社、1975年、213—214ページ。

31) 満鉄調査部編(石田精一筆)『北満に於ける雇農の研究』博文館、1942年、82ページ参照。

32) 同上、216ページ。

33) 「満州国」における農村行政制度については、

はない。前節の分析で抽出した他の基本的構造因子、すなわち市場化因子、あるいは商品・市場経済の浸透と、生産力因子、ないしは村落内部の生産力の発展によっても変動していく。実際には、これら3個の基本因子の相互連関の動きのなかから村落の主たる構造変動が生じ、そしていわゆる北満型村落と南満型村落との構造的差異が生み出されてきたと思われる。たとえば身分的秩序という1つの社会構造的指標も、村落の地域類型尺度と関連させてみると(第5表参照)、ある種のパターンを見出すことができる。すなわち、全体的に、南満型村落に近いほど身分的秩序が弱まる傾向がみられる。なぜこのようなことが起きるのか、個別村落にかんするより詳細な多面的分析によって明らかにしうるにちがいない。

個々の村落の構造変動は、基本的構造因子の変化によってのみ起きるとはいえない。因子分析という独自性の作用によってもその変動は発生しうる<sup>36)</sup>。とくに旧満州農村の構造変動を考える場合、治安(当時「匪害」といわれた)と自然災害とは無視することはできない。自然災害はあらゆる農業と農村にランダムな影響を与えるが、治安の問題は旧満州農村にとりわけ大きなインパクトを与えていた。北満地域に点在した要塞のような密居式集落は「匪族」の襲撃を防ぐためのものであった。そこで最後に、治安の変化のもつ影響について述べておくことにする。

前述した通り、旧満州の治安は満州事変前後に極度に悪化し、たとえば吉林省磐石県では1932年に「磐石事件」が起こり、反満抗日軍2万が、一時県城を占領し、それに対する日本軍の爆撃のためあって、調査村は一時無人化したという。こうした治安の悪さは村落の社会・経済構造にさまざまな歪みをもたらす。不在地主や小作が増えるのは、必ずしもその村の生産力の内在的变化、あるいは「商業・高利貸資本の搾取」によるものではなく、純地主のみならず土地資産を所有する農民層が他地域に避難してしまうことによっても

起きる。

小作形態の変化も、全てを「封建制」から「資本主義」へという歴史段階論的枠組のなかで解釈してはならないように思われる。治安が一たん悪化するか、または悪化する恐れを地主が感じたとき、たとい金納定額制にその村の小作形態がなっていたとしても、容易に物納定額、なかにはさらに物納分益制へと「後退」していく。なぜなら、そのような状況下では金納より物納の方が小作料を地主はより確実に確保しやすいからであり、また小作人にとっては定額よりも分益の方が小作料を引下げやすいからであろう。錦州省盤山県の調査村では次のように報告されている。「事変前迄は現銀前納が支配的であったが、事変による治安攪乱の結果自衛のための入費と危険のための耕作の不如意は農家の経済を逼迫せしめ、小作人をして現銀の前納に堪えざらしめ、事変を契機として小作料は急転し大部分現物後払ひになり、而も分益が支配的なものとなって来た」<sup>37)</sup>。治安が悪化すると地主は逃亡し始め、小作料は無料という「白租」なる小作形態さえ現われた。逆に治安が安定していくにつれ、小作形態と小作料は変化していくことが一連の「北満農業機構動態調査」により明らかにされている<sup>38)</sup>。

(一橋大学経済学部)

#### 〔付 論〕

第1表に掲げられている37個の変数のとり方と、その意味・内容について簡単にコメントしておくことにする。

V01: 当該村落の、県城という周辺地域の行政・経済、そして文化の中心地からの距離(キロ数)を表わし、県城が物資の集積地であるところから、市場化の浸透を測る変数としても期待される。V02: 1935年を基準にした開拓年数。ただし、5段階に尺度変換してある。V03: 村落の規模を表わす変数。V04: 複数の核家族を含むいわゆる大家族を直接示すデータが欠如してい

36) このことが、クロスセクション的な分析の結果をタイムシリーズ的にそのまま解釈できない1つの理由である。

37) 『康徳三年度農村実態調査一般調査報告書 錦州省盤山県』230—231ページ。

38) 詳しくは佐藤武夫『満州農業再編成の研究』生活社、1942年、15ページ参照。

るので、一応12人以上の家族成員のいる家族を大家族として、全戸数に占める比率をとる。V05: 全戸数のなかで上位3系列の同族家族の占める比率。V06: 村民の当該村における在住年数の平均。V07: その村における全ての地主(地主兼小作, 地主兼雇農等を含む)に対する全ての小作人(地主兼小作, 小作兼雇農等を含む)の比率でとり、次の変数とともに当該村の階級関係の指標となる。V08: 全ての雇農の全ての自作人に対する比率。V09: 識字人口の全人口に占める比率。その村の平均的な「文化水準」を表わす。V16: 共同墓地や村民共同使用の牧草地の存在の程度(4段階評価)。以上が村落の概況、ないしはその村の一般的性格に係わる変数である。

V10: 全雇農(年工・月工・日工)の被雇用日数。V11: 「牛具」といわれる役畜・農具を他の村民から借りて耕作した日数または面積の程度(5段階評価)。V12: 「換工」といわれる労働相互交換が村民間に行われた日数または面積の程度(5段階評価)。V13: 「插具」といわれる牛具の組み合わせ共同使用(2戸ないし3戸の農家が所有牛具を持ちよって1組の牛具にして耕作等を行う)が行われた日数または面積の程度(5段階評価)。V14: 親戚・知人の紹介・保証により雇用された雇農の比率。V15: その村における日工の過不足の程度。以上が労働・雇用関係の変数である。このうちV11からV13までは、程度の差こそあれ全て村落における村民間の伝統的共働・協力関係を表わす指標であり、経済的変数というよりも社会的変数に近い。

V17: 所有耕地および「入典」(質入れ)耕作地の平均保有面積。V18: 「出典」(質に出した)所有地の総保有面積に対する比率。ここで「典」というのは収穫物に対する取得権も付与した土地を担保とする金融形式のことである。V19: 自己耕作地の割合を示し、逆に小作が村落内においてどれだけ広範囲に行われているかを表わす。V20: 村民の「屯」(自然村)内所有地の総保有面積に占める割合。V21: ジニ係数を尺度とする村落内土地保有の不平等度。V22: 土地の「先買権」の効力の強さ(4段階評価)。ここで先買権とは、村民の所有地を売却する場合、村によっては①親族、②地隣(売却予定地の周囲に土地を所有している者)、③典権者(上述した「典」により質権を設定している者)、④屯内人、⑤屯外人といった売買優先順位が定められている(ただし、この順序は村により異なる)。そのさい、この順序がどの程度厳格に守られているの

か、あるいは逆に、価格等がこの順序に優先するの否か、をこの変数は表わす。これはその村における社会的結合や「村意識」、「同族意識」の強さを測る1代理変数である。以上は全て土地にかんする変数である。

V23: 「大車」といわれる荷車の平均1戸当りの所有台数、V24: 「犁丈」といわれるプラウの同じく平均所有個数、V25: 馬、ラバ、ロバ、牛の平均所有頭数、をそれぞれ表わす。これらはいずれも旧満州農業における主要農業資本である。V26: 作付面積でとった上位3種の作物のヘクタール当り土地生産性。V27: 平均1戸当りの現金収入で、村落における平均所得水準とともに、以下のV33やV34と同じく、商品化・市場経済の浸透度をも測る。V28: 全戸数に占める非農業兼業家計の比率。以上が農業経営に係わる変数である。

V29: 全小作件数のうち、「物納定額」小作の占める比率のことであり、労働地代から物納、そして金納地代へと発展していくと考えられる地代形態変化過程の1特徴を示す。V30: 当該村内で行われる小作の比重であり、小作地の需給状況をもこれによって説明される。V31: 小作契約において保証人を必要とした小作件数の比率。V32: 小作契約は通常1年を単位とするが、小作が平均何年継続していたかを表わし、地主・小作人間の安定した結合関係の有無を、小作地の需給状況とともに説明する。以上が小作関係の変数である。

V33: V26でとり上げた主要農産物の市場への売却比率。V34: 1戸当り平均全農産物販売額。これらはいずれも市場・販売関係の変数である。

V35: 1戸当りの平均負債額を示し、V36: 総借入件数のうち、親戚・知人からのインフォーマルな関係での借入れの比率を、V37: 同じく現物での負債が占める割合をそれぞれ表わす。これらは全て農家負債をめぐる変数であるが、V36のように社会的関係をも示す変数も含まれる。

以上の変数にかんするコメントからも明らかのように、旧満州農村にかんするかつての論争で登場した諸指標は、全てこの分析のなかで村落構造決定要因の候補としてとり上げられている。ただし、各村落内の平均でとられている変数が多く、1村落内数十戸の農家間の個々の関係、たとえば政治的・経済的支配関係や依存関係については直接には表現されていない。これらは、個別事例についての詳細な分析によってはじめて明らかにされる村落の構造的諸関係であろう。